交通安全対策について

12番　戸川　須美子

Q　県道草加八潮三郷線の伊草天神橋の西詰めと東詰めの交差点の交通安全対策についてお伺いします。

A　この交差点の安全対策につきまして、草加警察署に相談しましたが、県道草加八潮三郷線の伊草天神橋の西詰めにある押しボタン式信号機の停止線を、東詰め交差点手前に移動することは、葛西用水東側の市道255号線からこの交差点に入る車両が停止線内に進入してしまうことになり、信号に従い停止する義務がなくなることから、青信号で横断歩道を渡る歩行者の安全が確保できなくなるため、停止線の変更はできない旨の話でありました。

そこで、道路管理者である埼玉県県土整備事務所に路面標示などの安全施設の検討などの対策をお願いしているところでございます。

今後、歩行者の安全を第一に考えつつ、この交差点を通過する車両がスムーズに流れるような対策について、草加警察署並びに埼玉県県土整備事務所と協議を進めてまいります。

生産緑地について

6番　中嶋　善文

Q　市内の生産緑地について現状を教えて下さい。

A　都市化の進展に伴い、公園・緑地の整備に関する市民要望が増加しています。緑地機能等を有する農地は都市部においては貴重な緑の一つですが、市内において生産緑地地区数は減少している状況です。八潮市都市計画マスタープラン及び八潮市緑の基本計画では、農地の保全・活用が位置づけられており、税政審議会においても「まちが発展すればするほど、憩いの場所としての緑の空間が必要だと思う。その場合、都市計画区域の中に生産緑地を認めてほしい」との意見も出されています。これらの状況を踏まえ、生産緑地地区の追加指定をしたいと考えております。現在、市では指定方針や指定基準の作成作業を進めております。生産緑地地区に関する都市計画について、生産緑地法第3条の規定内であれば、平成4年当時に宅地化農地を選択した箇所につきましても、指定基準を満たしていれば、土地区画整理施行区域の内外を問わず生産緑地の指定は可能であると考えております。

自主防犯パトロール活動について

7番　大山　安司

Q　青色回転灯付きパトロール車を利用している団体から、そのパトロール車の維持費などに対する補助金制度を求める声が上がっております。各団体の負担を軽減するために補助金制度を設ける必要があると考えますが、市の考えをお伺いします。

A　青色回転灯を装備した車両への補助金制度の創設につきましては、厳しい財政状況の中、埼玉県の補助金を活用し、各団体からの要望の多い防犯用品の貸与事業を実施していることから難しいのではないかと考えております。

今後、各自主防犯パトロール組織からの意見を参考にして、青色回転灯を装備した車両によるパトロールの補助金制度を含めた、自主防犯パトロール事業に対する補助制度のあり方について検討してまいりたいと思います。

ワクチン助成について

13番　小倉　順子

Q　ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン等、公費助成が推進され、ワクチン助成を行う自治体が増加しています。本市の助成についてお伺いします。

A　これらのワクチンは、定期予防接種ワクチンに位置づけられていない為、任意予防接種ワクチンとなり、健康被害が起こった時、予防接種法による救済制度は適用されません。厚労省では、感染症分科会予防接種部会で定期接種となっていない疾病、ワクチンについての効果等の分析をしながら対象となる疾病、ワクチンのあり方を検討していく方針が示されていますので、国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

生活保護費の不正受給について

14番　服部　清二

Q　当市における生活保護費の不正受給の件数及び生活保護費の低減策、悪質な不正受給者に対するペナルティについて。

A　平成20年度の不正受給は5件、金額は約469万円。平成21年度は13件、約1321万円。近年、不正受給件数が増えていることから、収入申告の周知強化、家庭訪問等による生活実態の強化、資産及び課税調査を徹底し、不正受給の未然防止、早期発見に取り組むことが生活保護費の低減につながるものと考え、関係部門との協議の上進めていく。不正受給の悪質なケースについては、組織的な対応により刑事告発又は刑事告訴を検討する必要があると考えており、不当要求行為等対策専門委員とも相談をしているところです。

待機児童対策について

11番　岡部　一正

Q　本市では今年度、新たな認可保育所や家庭保育室がスタートしたものの、待機児童問題が解消されたとは言い難い。待機児童対策について伺う。

A　これまで本市では、民間保育所を認可保育所へ移行するとともに、駅前保育所の新設、また入所定員の弾力化による定員を上回る児童の受け入れを行ってきた。

本年は、認可保育所のやしお花桃保育園及びもりまさ家庭保育室を新たに開設。8月1日現在の待機児童数は、0歳児が35名、1歳児が23名となっており、2歳児以上の待機児童はいない状況で、待機児童の解消に向けて大きく前進したものと考えている。

さらに待機児童を大幅に解消するため、今後は社会福祉法人等が運営する民営保育所の新たな整備や、家庭保育室の入所枠の拡大について検討を進めるとともに、入所定員の弾力化による児童の受け入れも引き続き実施し、待機児童の解消を図ってまいりたい。